主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人富永竹夫同水上孝正の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれども その実質は量刑不当の主張に帰し(昭和二二年(れ)第四八号同二三年五月二六日 大法廷判決参照)刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官